

# 令和6年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和6年3月19日 (火曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和6年3月19日 午後1時30分開会

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第1   | 議案第 6号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について                          |
| 日程第2   | 議案第 7号 | 川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第3   | 議案第 8号 | 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第4   | 議案第 9号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について           |
| 日程第5   | 議案第10号 | 川南町介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第6   | 議案第11号 | 介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備について                               |
| 日程第7   | 議案第12号 | 川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について      |
| 日程第8   | 議案第17号 | 令和6年度川南町一般会計予算  |
| 日程第9   | 議案第18号 | 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算                                    |
| 日程第10  | 議案第19号 | 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算                                     |
| 日程第11  | 議案第20号 | 令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算                                     |
| 日程第12  | 議案第21号 | 令和6年度川南町介護保険特別会計予算  |
| 日程第13  | 議案第22号 | 令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算                                    |
| 日程第14  | 議案第23号 | 令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算                                |
| 日程第15  | 議案第24号 | 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算                                    |
| 日程第16  | 議案第25号 | 令和6年度川南町水道事業会計予算  |
| 日程第17  | 議案第26号 | 令和6年度川南町下水道事業会計予算   |
| 日程第18  | 発議第 2号 | 地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について |
| 日程第19  |        | 議員派遣の件について  |
| 日程第20  |        | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について                                |
| 日程第21  |        | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について                                |
| 追加日程第1 | 発議第 3号 | 徳弘美津子議員に対する問責決議案  |

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘美津子 君
13番 河野 浩一 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....	副町長	.....河野 秀二 君
教育長 職務代理者	.....川添 健一 君	会計管理者・ 会計課長	.....山本 博 君
総務課長	.....小嶋 哲也 君	まちづくり課長	.....甲斐 玲 君
財政課長	.....川崎 紀朗 君	税務課長	.....米田 政彦 君
町民健康課長	.....谷 講 平 君	福祉課長	.....渡邊 寿美 君
環境課長	.....河野 英樹 君	産業推進課長	.....河野 賢二 君
農地課長	.....大山 幸男 君	建設課長	.....黒木 誠一 君
上下水道課長	.....大塚 祥一 君	教育課長	.....三好 益夫 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---

午後01時30分開会

**○議長（河野 浩一君）** これから、本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

ここで、副町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○副町長（河野 秀二君）** 議会初日に町長が、約1ヶ月間の入院を要するというので、現在、議会を休んでおられます。途中報告になりますけれども、本日電話で御本人と様子を話してみました。皆さん御承知のとおり抗がん剤をしての治療をされているということで、抗がん剤の治療も個人差があるということを医師から聞いてると、今それを投与しているということで、私が思ったより声は元気かなというふうに思っているところです。いつまでかかるのかちょっと今のところ何とも言えませんけれど、そのように本人からお話されましたので、途中経過ですけど、御報告をしておきます。

以上で終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、教育課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○教育課長（三好 益夫君）** 指定管理者の件につきまして、2点ほど御報告をさせていただきます。

まず募集が12月になってということなんですけど、こちらに関しまして、確認をとりましたところ11月20日に指定管理者の募集をするようにということで、副町長の方から指示を受けました。これまでの間は一応募集を待つようにというような御指示を受けておいたところでございます。

それからもう一点、4月1日からの開会に向けて人材の確保はできているのかということで明確にお答えすることができておりませんでした。今回ですね、川南フロンティアネットワークの代表団体である宮崎公共共同研究会の理事の方よりですね、御回答いただきましたのでここで御報告させていただきたいと思っております。まず、4月1日の開館に向けて人材の確保はできているのかという問いに関しては、開館に必要な人材の確保はできましたという御回答を得ております。次に、管理業務委託等の契約の進捗状況はどうかという問いに対して見積もりを取り終えて具体的な発注書を作成して、メールの方には来週って書いてあるんですけど、作業的には今週には発注を行う予定ですという回答を得ております。そして最後に三つ目に、文化ホールの貸館事業は滞りなく運用できるのかという問いに関して、27日からの引き継ぎを済ませれば、今のところは支障ないと考えていますという回答を得ているところです。

以上御報告いたします。

**○議長（河野 浩一君）** 本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、日程第2、議案第7号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第8号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第5、議案第10号川南町介護保険条例の一部改正について、日程第6、議案第11号介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備について、日程第7、議案第12号川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生委員会に付託されました議案第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。いずれの議案も、3月12日から14日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、地方自治体の自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条ずれが生じるためそれらを改正するものです。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第7号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、その表現に合わせて改正するものです。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第8号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるようになったための改正です。審査の結果、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第9号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、新たな情報通信技術の導入や活用に対応できるように改正するものです。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第10号川南町介護保険条例の一部改正については、介護給付費の増加を見据え、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため改正された介護保険法施行令第38条に基づき、介護保険料の標準段階を9段階から13段階に増やし、10段階から13段階までの保険料率の新たな設定

と、1段階から3段階の保険料率を減額する改正です。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第11号介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令並びにデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布されたことにより、川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例のほか3条例を改正するものです。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決であります。

以上で報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（児玉 助壽君）** 付託されました議案第12号川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてその審査の経過と結果について報告いたします。一部改正の主な理由は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立し、令和6年4月に水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることから、川南町水道事業給水条例と川南町水道事業の布設工事監督者及び技術管理者に関する条例を改正するもので、具体的には厚生労働省令を国土交通省令、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣と改正するものです。国の水道行政の所管が変更になった理由としては、厚生労働省における、平時からの感染症対応能力、新型コロナウイルス等の対応を強化するための改正であり、討論採決の結果、全会一致で原案のとおり認め、解決であります。

以上で報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第6号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め、認めます。

したがって議案第7号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第8号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第10号川南町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第11号介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備については委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第12号川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第17号令和6年度川南町一般会計予算、日程第9、議案第18号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第10、議案第19号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第20号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第12、議案第21号令和6年度川南町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第22号令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第14、議案第23号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第15号、議案第24号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第16、議案第25号令和6年度川南町水道事業会計予算、日程第17、議案第26号令和6年度川南町下水道事業会計予算、本10議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生常任委員会に付託されました議案第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。いずれの議案も、3月12日から14日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第17号令和6年度川南町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額135億9900万円、前年度当初予算比19.1%増です。額にして21億7700万円の増です。ふるさと納税展開事業が約11億5000万円の増。産業推進課の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業が約5億4000万円の増を計上しており、総予算を大きく押し上げていることが要因であるとの説明で

す。

歳入の主なものは、町税が前年度比7.3%減の16億3739万7000円、地方交付税が5.7%減の20億140万4000円。国庫支出金が15.4%増の12億6087万2000円、県支出金が6.7%増の17億9046万2000円です。ふるさと納税寄附金は50%増の30億円、基金繰入金は58%増の26億5569万3000円が計上されています。

続いて、歳出の主なものは、会計課のふるさと納税展開事業、福祉課の物価高騰対応重点支援事業（定額減税未達調整給付）給付金などが計上されています。また、地方債関係では、令和6年度起債見込み額を3億4953万2000円、元金償還見込み額を6億6804万4000円そして起債残高見込み額を52億8677万4000円と見込んでいます。自治振興費の自治公民館活動費交付金3519万円について、館長、役員のなり手不足を改善することのことが、改善点がわかりづらい。みんなが喜んで、自治公民館活動に参加するよう検討すべき。また、自治公民館制度の見直しが先ではないかとの意見がありました。

議案第17号は、採決の結果、反対多数で否決となりました。

議案第18号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出の総額を24億3865万1000円とし、前年度と比較して8028万円の増額です。審査の結果、討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第19号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6310万2000円とするものです。主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で2億4907万6000円です。被保険者の保険料と保険料負担金と合わせて、後期高齢者医療広域連合に納付金として納めるものです。後期高齢者の被保険者数は、1月末現在2,866名です。討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第20号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ752万3000円とするものです。主なものは、介護認定審査会委員報酬と会計年度任用職員の報酬です。討論はなく、原案のとおり、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第21号令和6年度川南町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ17億5496万6000円とするものです。前年度と比較して3876万4000円の増となっています。保健福祉事業費の中で行方不明の恐れのある認知症高齢者の衣服や所持品に取り付ける見守りシール「どこ知る伝言板」の紹介がありました。討論はなく、原案のとおり、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第22号令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ30万8000円とするものです。主なものは審査会委員の報酬です。討論はなく、原案のとおり、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

総務厚生常任委員会に付託された議案について説明を受ける中で、どの予算についても職員は、町民を支えるために努力をすることの決意を感じることができました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（児玉 助壽君）** 常任委員会に付託されました議案第17号、23号、24号、25号、26号の関係予算審査経過と結果について報告をいたします。

令和6年3月13日、審査委員会を立ち上げ、午前9時から現地調査を行い、午後1時15分より議案調査、翌日14日午後2時40分に審査を終了しました。それではその審査の過程、内容と結果について報告します。

まず、議案第17号令和6年度川南町一般会計予算中、文教産業常任委員会に付託されました関係予算案の調査において、歳入歳出の主なもの及び意見、要望等があったものについて報告いたします。

商工業振興費中、商工会経営振興費補助金、令和5年度より100万円減の計上予算500万円について、コロナ禍で世界的な経済不況に陥り、昨年ようやく感染症2類から5類に引き下げられ、令和6年度から本格的な経済復興の機運が高まる中、本町では、その経済復興活動の中核を担う商工会の資金である商工会経営振興費補助金を、財政状況が厳しいとの理由で令和5年度より減額しています。商工会の経済活動が活発化、経済が回れば税収入増加に転じると思うので、6月定例会予算においては、計画経営振興ための補助金を増額し、町経済の活性化を図り、投資資金以上の税収入を得るべきとの意見がありました。令和5年度から継続事業として企業誘致支援業務委託料996万6000円が計上されているが、人口が減少し、生産年齢層担い手不足が顕著となっているのに、時代錯誤であると思われる。町内定住若者が町外に流出せず、Uターン移住者を増加させるためにも、地元産業の雇用支援策や産業起業の支援策に資金を投入すべきとの意見がありました。

スマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料については、町単事業予算になると思うが、設置後の年間利用者数における費用対効果が問われる事業と思われる。具体的な利用者数、建設費用をもって、費用対効果をはじき出し、慎重に進めるべきとの意見がありました。

図書館文化ホール複合施設指定管理料について4月内に開館し、利用者の利用に影響が出ないようにしてほしいとの意見がありました。

一般廃棄物収集運搬委託料は、要介護者の生ゴミの収集運搬を衛生公社に委託するものであります。

実証実験委託料を家畜糞尿の臭気軽減、脱臭する実験装置をアース製薬に委託するもので、臭気軽減が期待できますが、臭気軽減の第1は清潔清掃であることから、各事業者の臭いは出さないとの意識改革が必要との意見がありました。

討論採決において、その他にも様々な意見が出され、減額修正案の提案もされましたが、採決結果は賛成多数で原案とおりに認めて可決しました。

次に、議案第23号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算については、別段異議なく全会一致で原案のとおり認め可決しました。

議案第24号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計については、1人50万円プレミアム事業を行うことは、余裕のある世帯に有利ではないか、高額部分についてはリフォーム事業等に特筆すべきとの意見がありました。討論採決の結果、全会一致で原案とお認め、可決しました。

議案第25号令和6年度川南町水道事業会計予算について、3条予算案では、人工衛星による漏水調査を計上しています。本町水道事業は、慢性的に漏水に苦しんでおり、毎年、聴音による漏水調査を行い、漏水を発見して修繕を行っているが、なかなか漏水を減らすことができないので、最近水道業界で話題の人工衛星による漏水調査を行うために、1000万円の予算を計上しています。漏水減少を期待し、全会一致で原案とお認め可決しました。

最後に、議案第26号川南町下水道事業会計予算については、下水道事業は、料金だけでは賄えないため、一般会計補助金を5705万1000円計上しています。令和6年度下水道事業については、公共下水道事業と漁業集落排水事業の経常的な予算を計上していますが、施設改修等の計画はないとのことで、討論採決の結果、別段異議なく全会一致で原案とお認め、可決しました。

以上、文教産業常任委員会の審査経過と結果を全部報告して終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で委員長報告を終わります。

しばらく休憩します。

午後02時08分休憩

.....  
午後02時09分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

ただいま中村昭人君、中瀬修君から、議案第17号令和6年度川南町一般会計予算に対し、修正することの動議が提出されました。

川南町議会会議規則第17条第1項の規定により、この動議は2人以上の発言によりますので、成立しました。

従いまして、これを本案とあわせて議題とします。

まず、原案に対し修正案提出者の説明を求めます。

**○議員（中村 昭人君）** 議案第17号令和6年度一般会計予算について、川南町議会会議規則第17条第2項の規定により、修正案の提出に当たり、これより修正内容について御説明をいたします。

まずは資料の1ページをご覧ください。

第1条中、歳入歳出予算の総額135億9990万円を減額し、歳入歳出それぞれ135億6078万2000円といたしました。

その中身については、5ページをご覧ください。

2款総務費、第1項10目18節負担金補助及び交付金の自治公民館活動費交付金3519万円は、864万円を減額し、2655万円とするものです。

次に、6ページ8款2項4目、12節委託料2500万円は全額を減額し、それに関連します会計年度任用職員報酬及び旅費なども全額を減額するものです。

次に、7ページ8款3項12節委託料、運動公園プール改修基本計画策定業務委託料350万円についても、全額を減額するものです。また、この予算の財源となる基金からの繰入金については、26億5569万3000円から3821万8000円を減額し、26億1747万5000円といたします。

続きまして、減額修正案の提案理由を御説明いたします。

まず、自治公民館活動費交付金3519万円についてであります。

原案では、公民館長及び役員の報酬を、昨年度より860万円増額する内容でありました。自治公民館制度については、個人世帯の解消や役員のなり手不足解消を目的とした、分館制度の見直しを理由に、2014年に移行したものです。しかし、10年が経過した現在、住民交流の希薄化、振興班の脱退や解散による個人世帯の増加は否めず、その上、自治公民館制度の肝である公民館長のなり手不足は深刻な課題となっています。東町長も就任以来、制度の見直しを公言し、タウンミーティングにおいて、住民の意見を聞き、2年をめぐりに見直しを行うとしていました。このような背景を踏まえ、次の三つの理由を述べたいと思います。一つ目、報酬増額は、役員のなり手不足の決め手にはなっていないこと。現に、令和2年にも館長報酬は増額していますが、課題解決は見られないこと。二つ目、自治公民館制度のあり方自体を議論する中で、報酬のみを増額するべきではないこと。三つ目、町長の行政運営方針が示されない中での予算計上であり、また増額となった過程においては、担当課を抜きにして、町長及び副町長と館長のみで協議が行われたことが挙げられます。このような理由から減額をするものです。

次に、スマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料2500万円についてです。町長は昨年行政運営方針において、川南パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置して、地域経済の活性化に加え、高度医療機関への緊急医療の充実といった効果などが図られるものと考え、誘致活動を積極的に実施してまいりますと述べられました。今回の委託料は、スマートインターチェンジの整備を国の制度に乗せるための基本計画を作成するものですが、2500万円もの税金を投じる前に、地域ニーズの把握や、高度医療アクセスへの課題把握、企業誘致や就業者の増加に対する整備効果の予測、その前提となる目指すべき企業誘致のビジョン、また上位計画となる長期総合計画との位置づけはどうするのか。このような議論の積み重ねがあるべきであると考えます。そもそも、北は都農インターチェンジ、南は高

鍋インターチェンジがあり、その距離は12キロ。その中間にある川南パーキングエリアに、スマートインターチェンジが本当に必要なのか疑問です。このような大きな事業を行う際には、庁舎内で横断的なプロジェクトチームなりを立ち上げ、調査を検討し、機運を高め、議会にも考えを事前に示すべきであります。今回の予算審査だけで、2500万円の委託料の妥当性を判断することは困難であり、この場でスマートインターは必要ないと断じるつもりはありませんが、一度差し戻すべきと考え、予算計上に反対をするものです。

次に、運動公園プール改修基本計画策定業務委託料350万円です。今回の委託料は、国の補助事業を活用するために必要なもののようではありますが、昨年の9月議会では、運動公園プール改修計画実施設計委託料1500万円が決定しました。その後、実施設計に係る部分は減額されたわけですが、それでも440万円を使い改修計画が示されています。それによりますと、最低でも3億円以上の費用を要する内容とのことです。老朽化により、既に廃止をしている施設の再開を前提に350万円をかけて基本計画を策定する前に、プールの必要性は理解をするとして、それが猛暑に年間40日しか開放しない、3億円もかかる屋外プールである必要性はどこにあるのか。町営プールの改修は、町民の利益にかなうのかなど、既に策定した改修計画をもって町民アンケートを実施すべきと考え、予算の計上に反対するものです。

町議会議員は町民全体の代表です。一部の意見や要望を押し通し、しかも、それらが幹部職員との協議もなされていない不透明な予算であれば、議会として認めるわけにはいきませんし、町の持続的な発展を阻害するものであります。

最後に、今一度慎重に御判断いただきますようお願いしまして、説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** これから委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（荻原 敏朗君）** 議案第17号、令和6年度川南町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は、長引いたコロナ禍からの脱却を目指し、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションも意識して、日本経済のターニングポイントとも言える、重要な政策に対応すべく、緊急性、必要性を加味して編成された予算だと思います。

今回、減額補正議案が提案されてますが、3点ほど指摘されています。まず第1点ですが、自治公民館活動864万円の減額ですが、私も確かに現在、現況の個人世帯が増加し、活

動活発化や役員選任に苦慮されている状況は、現制度が分館制度からの移行に当たり、行政指導で行われたことも鑑みても、行政が責任を持って検討すべき課題だと思っており、当然そうあるべきです。ただ、活動交付金減額をそれに結びつけるのは飛躍しすぎであり、無理があり、さらに、現在の関係者の活動意欲をそぐことになりはしないかと非常に懸念いたします。第2点、スマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料2500万円他の減額についてですが、確かに安い経費ではありません。思い切った予算計上だと思います。ただし、インターチェンジを設けることによる効果やその活用を考えるべきではないのでしょうか。インターチェンジ設置の経済効果については、特に様々述べられているところであります。駄目な理由や、ネガティブな要素を探すことに奔走するだけでなく、無駄な予算に終わらせないう、活用すべきではないのでしょうか。第3点は、運動公園プール改修基本計画策定業務委託料350万円の減額です。今回は国の補助事業を活用するためということですが、そもそも本町では、夏に水に親しむ場としては河川とかは不可能な状況であり、プールしかないと考えます。現に、現在運動公園のプールが閉鎖されておりますが、町外に泳ぎに行っているという話を聞いております。規模等については当然考慮が必要でしょうし、提案者も、プールの必要なことを全否定はされておられないようです。幼児から高齢者まで、夏場を中心に、水に親しめる場を設けるために国の補助を活用するための計画策定業務は必要と考えます。以上3点について、予算減額をすべきでなく、原案のとおり賛成すべきものと討論いたします。

どうぞ、議員の皆様方の賛同をお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

修正案に賛成者の発言を許します。

**○議員（米田 正直君）** 議案第17号、令和6年度川南町一般会計予算の修正案に賛成の立場で討論を行います。

令和6年度の当初予算の上程に当たって、現町長の姿勢を示す施政方針の所信表明がなければならぬはずの項目が多々見受けられますが、大きく3点について、修正案が出されています。本来なら、元気な姿で町長が施政方針を述べられるところであったことだと思いますが、残念ながら病気で致し方ないことであります。

まず1点目ではありますが、自治振興費の自治公民館活動費交付金についてであります。館長報酬等を考慮した見直しが令和2年度になされ、交付金が増額されています。今回も増額予算計上となっておりますが、町長の発言の中にありますように、公民館制度の見直しが必要だということで、まず交付金の増額の前にそれを検討すべきではないかと考えます。昨今の春闘等を見ますと、人件費アップは必要なことかもしれませんが、川南町において優先課題は、組織見直しが重要だということで、修正案に賛成するものです。2点目であります。

東九州自動車道対策費のスマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料であります。この件に関しては、同僚議員の一般質問に対して、町長が答弁されている部分や、町長の昨年6月議会での所信表明の中で、抽象的なことが述べられています。今回基本計画策定予算が計上されていますが、町全体としての機運や議会に対しても、その可能性やメリット、デメリット等説明が不十分であります。論議を重ねてからでも、基本計画策定予算計上は遅くはないかと判断します。3点目です。都市公園費の運動公園プール改修基本計画策定業務委託料についてであります。この予算計上に当たっては、昨年度にも予算計上され、そのうち減額補正をされていますが、大方の工事費が示されているようです。その額を見ますと、3億円を超すことが見込まれています。このような大規模な事業を行うにあたって、多様な人々の意見を集約され、その必要性を把握されてから、基本計画策定業務の予算を計上すべきではないかと判断いたします。

財政的に厳しいと、今まで計上されていた予算を削り、一方では緊急性を要しない予算を計上している部分が見受けられます。公平な予算案を策定する意味からも、以上3点の部分についての修正案に賛成をするものであります。

議員多数の修正案に対する賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する中村昭人君、他1名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成、反対同数〕

以上のとおり、修正動議について、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が、本案に対して採決します。

議案第17号令和6年度川南町一般会計予算に対し、修正することの動議について議長は、否決とします。

次に、原案についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、総務厚生委員会は否決、文教産業常任委員会は可決です。

したがって、原案について採決します。

議案第17号令和6年度川南町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の

方は起立をお願いします。

〔賛成、反対同数〕

以上のとおり賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、議長は本案に対して採決します。  
議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について議長は、原案のとおり可決と採決します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後02時34分休憩

.....  
午後02時44分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第18号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第18号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第19号、令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第20号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号令和6年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号令和6年度川南町介護保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第22号令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第23号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第24号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号令和6年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第25号令和6年度川南町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号令和6年度川南町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和6年度川南町下水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、発議第2号地方自治法180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提出者から趣旨説明を求めます。

**○議員（内藤 逸子君）** 発議第2号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について、趣旨説明を行います。

発議第2号につきまして、提出理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正は、地方自治法の一部改正により、地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に条ずれしたため、関係する条項について必要な整備を行うものです。この改正による条例の解釈に変更はありません。平成2年、議員発議第1号で町長へ専決処分できる指定を議会が委任したものですので、改正についても議員が行うべきと考えます。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で趣旨説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第2号、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって発議第2号、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後02時55分休憩

.....

午後02時57分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま内藤逸子君他4名から、徳弘美津子議員に対する問責決議案が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として直ちに議題としてしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後02時57分休憩

午後02時57分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議第3号徳弘美津子議員に対する問責決議案を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、徳弘美津子君の退場を求めます。

提出者からの説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 徳弘美津子議員に対する問責決議案。議員には、その職権や影響力から高い倫理の保持が求められている。職務執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する町民の信頼を確保するため、川南町議会基本条例が制定されている。その20条において、議員の政治倫理として高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。例えば、議会において質疑等の調査を行う場合、個人情報扱う案件においては、人権上の配慮の観点が必要であり、川南町も川南町議会もそれぞれに情報公開条例を制定し、厳密な取り扱いを定めているところである。徳弘美津子議員は、令和6年2月5日の臨時議会の議案質疑において、教育長に対し図書館の指定管理者問題をたずねる中で、あらかじめ情報公開で得た開示内容が非開示を示す黒塗りを施されている部分であるにもかかわらず、推測に基づいてその採点が不当と追及した上、他の委員の個人名も明らかにして、長時間自己の主張を開陳するに至った。プロポーザル実施機関内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報は、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に町民の間に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益を与える文書であり、本来非開示であった。一般的にいわれるプロポーザル方式による業者選定は競争入札方式のように、価格の点だけで業者選定を行うのではなく、客観的な数値で示されていない事業者の提案内容や業務遂行能力を評価する必要がある。その評価にあたっては、各委員がおのおのの知識や見識に従い公正中立な立場で行わなければならない。本件の事業者の選定においても、10の視点から評価を行い、その評価の合計によって選定を行ったが、こうした選定方式の前提として、各委員が評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づき自律的な評価を行うことができる条件を確保する必要がある。集計表の委員名を公開すると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者やその関係者といった利害関係人が選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担等を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、その結果、率直

な意見の交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれる可能性が生じる。したがって、公正で中立的な意思決定に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とされた文章に基づき、委員の名前、点数を具体的に指摘し、議会を混乱させ町民に不信感を招いた。徳弘議員の行為は強い批判をされるべきである。また、徳弘美津子議員が、本年2月9日に開催された議会報告会で、参加者から前術の問題点を指摘されたのを契機に、同年2月20日に当該一般質問の会議録から、自ら明らかにした選定委員の名前を削除したいとして、議長及び議事録署名議員2名の署名がなされた完成した公文書として取り扱われている当該会議録の書き換えを唆した。これこそ副議長という重職を担いながら、法律違反ともなり得る行為を唆したことになる。3月定例議会でも同様の発言を繰り返し、恬として恥じることがない。他者を法律違反として断罪しながら自らが同じことを行おうとした。まさに天に唾する行為である。また、自身のフェイスブック上で識者からは問題があり、ジャーナリズムの精神にもとるとの指摘もある新聞記事を引用した上で副町長が公文書を偽造したと投稿している。そもそも刑法第155条にいう「公使の目的で公務所もしくは公務員の印章もしくは署名を使用して公務所もしくは、行員の作成すべき文書もしくは図画を偽造した」という構成要件に該当しないにもかかわらず、本日に至るまでフェイスブック上にその記載を続けていることは、町民の信託を受けた代表としての自覚を著しく欠いている。一方的に犯罪者であると断罪しており、町議会議員には一般人よりもより強く求められている人権意識が欠如し、SNS上の振る舞いに責任が伴うことへの自覚を欠いている。最高裁が令和6年2月8日付の判決で、中傷投稿への「いいね」を記載し続けることは不法行為が成立するということが確定した。自分の影響力や相手との関係、経緯などによっては「いいね」をした文章が侮辱、名誉毀損に当たるとして、損害責任を負うことがあるにもかかわらず、本日に至るまでその「いいね」をしている。誹謗中傷への社会全体の態度が厳格になってきている今、明らかに社会通念上許される限度を超える行為である。

以上、如実の行為は、議会及び議員の品位及び名誉を損なわせることとともに、川南町における個人情報取り扱いについての適切性について疑問を生じさせ、議会に対する信頼を著しく損なわせることにつながった。よって川南町議会は徳弘美津子議員を問責し、猛省を促すものである。以上、決議する。令和6年3月19日川南町議会。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（中村 昭人君）** 全員協議会の中でもですね、御本人、徳弘議員もですね、謝罪を述べられまして、この問責決議案の中身についてはですね私も思うところあるんですが、ちょっと確認をですねちょっとさせていただきたいのが二つございます。その一つがですね、2ページですね。フェイスブック上で識者からは問題があり、ジャーナリズムの精神にもも

とるとの指摘。この識者ということは、どなたなのかちょっと教えていただきたい。いろんな角度からですねこういった先般のですね事案は検討しなくちゃいけないかと思うのですね、差し支えなければ教えていただきたいなというふうに思います。

**○議員(内藤 逸子君)** 一般的に識者って使いませんか。

一般的に、識者という表現しますよね。皆様のことっていうことを、識者と私は思っています。

**○議長(河野 浩一君)** 今の聞こえた。

**○議員(中村 昭人君)** 一般的な一般の方という意味でいいんですかね、識者という、そういった声があるということでしょうか。わかりました。すいませんもう一つあります。最後のページで、そもそも刑法155条にいう、公使の目的でということなんですけど、これ公使って、多分漢字が間違ってるんじゃないかなと思うんですけど。と、返し括弧がないと。その「行う」「使う」が、行使の目的ということです。今後どうなるかわかりませんがこれも公文書としてですね保存されるということですので、そこはしっかり正していただきたいなというふうに思います。以上です。

**○議長(河野 浩一君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(児玉 助壽君)** 内藤議員が都合のいいときの新聞の記事を引用して一般質問をするけど、今度新聞記事がフェイクのようなこっちは言やったがよ、またずっと新聞記者から訴えられますよ。この前、百条委員会に設置して、真相を究明すればこういう新聞記事をなんですか侮辱するような言葉は出らんと思うんですけどですよ。あたかも新聞記事がフェイクのようなことを書いたらいかんとじゃないですか内藤さん。確証があつとですか。ありますか。確証があつて何で百条調査、何を逃げたとですか。設置に反対したですわ。うん。一番最初から言うところのプロポーザル方式ですよ。町の情報公開条例で、秘密会議に条例で制定されとるわけですか。秘密会議に。この選考委員会が、もう恐れ多くも公的機関であつて情報公開を前提したもんじゃと思うけどよ。率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ、また特定の者に不当に利益を与える文書である。本来未公開であるち、あつたと書いとるんですけどですよ、内藤さん。議会の議決前にですよ、もうこのなんですかね選定委員に関わる情報をですよ、委員の人が喋って、議会の評決に影響を与えるような発言をしたとですが、これはこっちの方が問題だと思うんですよ。圧迫を受けるち、もう選定した後何で圧迫を受けるとですか。圧迫を受けるっていう、圧迫を受けるということは、やましいことしとらんかったら何も圧迫受けることはないはずやがよ。選定した後は。ちゃんとこの文章は書かんんですよ。人に誤解を与えるようなことになるですよ。この情報公開条例で秘密会議扱いになつとればですよ、そういうこの文章に書いてあるようなことはあるけども、もうプロポーザル方式はもう公開は原則でしょう。そもそも情報開示請求されてですよ。黒塗りに塗った情報を開示する方がこ

これは情報開示条例に違反すると思うんですよ。違反すつと思うんですけどね、私は。情報開示する文書を黒塗りしとったら情報を非開示になるんですよ。誰のためにこういう問責決議を出しておられるか知らんけど、もう内藤議員が町民の知る権利のためとか、議会の議員としてちゅうことになる、町民が知りたいのは真相なんですけど、真相究明する百条調査に反対しとって、もうおかしいですね。共産党もちょっと正義感も強いかと思っただけで、いつから共産党腐ったとか知らんけど。

**○議長(河野 浩一君)** 内藤議員。今のことに対して反論とか返答はありますか。

**○議員(内藤 逸子君)** 情報公開で求めて、開示請求をして求めたことを明らかにされたんだから、私は公開されていないと思いましたよ。私達知りませんでしたもん、この質問をされるまで。内容について全く知りませんでした。

**○議員(児玉 助壽君)** 非公開時なのにですよ、その内容私に開示した人がおるわけですがよ。賛成討論した人の討論の内容がですよ、私にその情報開示した人と同じような賛成討論でした。ということはもう議会のある前、賛成した議員の皆さんに全部情報が漏れたということになつてすわ。これの方が問題じゃないですか、非公開いうとったら、どうなんですか。

**○議員(乙津 弘子君)** ちょっとすいません。

**○議長(河野 浩一君)** ちょっとすいません。

**○議員(乙津 弘子君)** 情報開示自体はできるんです。だけど、その一人一人の点数がわかるような、開示の仕方はこれは行政の方に責任があると思います。でもそれを、これは一人一人の責任、お名前がわかるなつていうことをわかって、そしてそのことを使って議会で追及したことが、やはり議員としてはよくないのではないかと思います。それから、合計の点数はもちろんいいと思います。私も知ってました。だけど、誰が何点つていうのを、そしてそれをすごく何回にも渡って教育長に追及しておりました。聞いてて多分児玉議員さんも、すごくしんどかったらと思うんですが、私は、

**○議長(河野 浩一君)** 乙津議員。ちょっと後でまた討論の機会もありますので、今回は内藤議員が提出者ですので、内藤議員に返答をお願いします。

**○議長(河野 浩一君)** しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後03時20分休憩

.....  
午後03時30分再開

**○議長(河野 浩一君)** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

他に質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 1枚目の真ん中から下ですが、このプロポーザル実施機関内部又は相互間における審議、検討また協議に関する情報は、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与える文書であり本来非公開示であったが、非公開示であるべきものをですね、俺は文章はもろうとらんけど、もう口頭で伺って、不当に私の表決に影響を与える話をされたわけですが。それに比べれば乙津議員の、議会で執拗に質問したち、追求したち、いいましたけど、議会は調査して議論するところでありますから、それをいろいろケチをつけるとはおかしいじゃないですか。乙津議員も前坂本教育長に、ものすごい剣幕でいろいろ追求されましたがやめろだの、死ぬまでは言わんけどもやめろとかなんとか、言うたことを聞いた覚えがありますがね。議会の議員であれば、調査を追求が使命でありますから、ヒートすれば、ちょっと追及が激しくなることもあると思いますので、それはお互いがお互いじゃと思って許容の範囲になると思いますけどね。お互いにこういうことをするとですね、いろいろわが身に降りかかりますので、あまりこれ以上は質問しませんが。内藤さんも、やっぱ簡単にこんげなと請負ったらいかんですよ。質問されてん答弁できんような状況のなんでは。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 他に質疑はありませんか。

**○議員（中瀬 修君）** 一点確認をさせてください。

先ほどの全協の中でも、徳弘議員の猛省がありました中に、いろんなこのやり取りの部分も出てきました。その中で、どうしてもちょっと確認しとかなないといけないなと思っているのが、表現としてですね、これが、徳弘議員に対する問責決議案を1ページ目としたときの裏のページですね、の下から6、当該会議録の書き換えを唆したという表現がありますが、まず唆したっていうところの、この表現を使った理由というところを教えてくださいか。

**○議員（内藤 逸子君）** この文章の議事録の変更を迫ったということを書きかえを唆したという解釈なんですけど。

**○議員（中瀬 修君）** 強く迫ったってということでしょうか。辞典等ではその気になるように仕向けるとか、そうするようにすすめるとか、あと相手に強く催促するなどの表現が辞書の中にはあると思うんですけど、このような行為があったということで、唆すっていう表現に至ったということによろしいでしょうか。先ほど全協の中ではそこまで強く求めるようなやり取りがなかったように私は感じましたが、そこをもう一度確認させてください。

**○議員（内藤 逸子君）** 私は徳弘議員から電話で議事録について、局長と議長に許可を得たというような感じで言われたので、えーそんなことができるのかなって思って、できないはずなのにできるんだよって言われたから、唆したっていう表現にいたしました。

**○議員（中瀬 修君）** 一連のやり取りの中で、いずれにせよいろんな機関っていうところ

の表現でよろしいでしょうか、相談をした上で内藤議員にも、もしかしたら電話で相談という形でいくと、この表現ではなくて、相談をされたとか、そういうところに置き換えるということもあり得るのかなと思ったんですね。

私としての質問は以上なんですけど、最後にその回答だけお願いします。

**○議員(内藤 逸子君)** 私はこの問責決議っていうのを本当はやりたくありませんでした。なぜかという、こんな汚い罵り合いみたいなことになったらいけないなと思ったし、勘違いというものもあるかもしれませんが、もう徳弘議員は知ってて、私達にそれを要求したのかなって思ったから、知らないでしたのと知っててしたのとでは違うと思うんですね。意味を。公文書の書き換えというのはいけないってことが正しい解釈ですよ。でも、電話では、できるようなニュアンスで言われたもんですから、私は唆されたのかなと思ったんですね。それでこのようにしました。

**○議長(河野 浩一君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(小嶋 貴子君)** 先ほどの中村議員からの質問とも重なるんですが、全協でも伺いましたが2枚目の方の下の方ですね。識者からは問題があり、ジャーナリズムの精神にもとるの指摘もある新聞記事って書いてあるんですが、この新聞記事を書いた新聞社はどちらですか、もう一度はっきり教えてください。

**○議員(内藤 逸子君)** 宮日新聞の記事です。

**○議員(小嶋 貴子君)** 宮日新聞は地元紙で信頼されている新聞だと思うんです。もしそれが本当であれば、新聞社本社に抗議をするとか、訴えるとかそういうことは考えられなかったんですか。

**○議員(内藤 逸子君)** 私は新聞社に抗議しようとは思いませんでした。こんなことがあったのって新聞記事を見ただけです。抗議しようとは思いませんでした。

**○議長(河野 浩一君)** 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから発議第3号、徳弘美津子議員に対する問責決議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員(乙津 弘子君)** 原案に賛成の立場で言います。さっきあの、すいません、座らして。唆すごめんなさい。そそのかすということで、ちょっとこの言葉は悪いように聞こえるんですが、実はあの教唆という言葉をお存知だと思います。この前に教えるにつけて教唆、これは私達3人、議長、内藤さん、ごめんなさい内藤議員、私、この3人がこの議事録をOKしてたら、罪人になるっていうのは言いました。1年以上10年未満の懲役、罰金刑はないという、おっかないなと思ったんですが、当の彼女は、徳弘さんは何なんだろうと思ったら、誰かが教唆かなと言って、教えるここがこうよ、唆す、この教唆というのはこの場合、

まあ取り調べのときに呼ばれて聞くぐらいのことなのかちょっとその辺はわかりませんが、私が教え子のことでこの教唆っていうのの怖さを知ったのです。卒業した教え子が高校生です、警察から連絡があって、私に何々君と何々君そこに在籍してましたね。どんなことかと言ったら、自転車を、あっこのところにお宮のところにお宮のところに自転車が落ちてるで、お前欲しい言うてたからあれもろたら、長いことほってあるでということで、その2人は自転車をとにかく取りに行って、それからしばらくして、スーパーのところでその自転車がみつかった、これは俺のだということで、その持ち主が待ってたんですよね。それで訴えられました。そして、そのとき取った子と、持って帰った子と、教えた子と、両方罪になると、そのときに恥ずかしいんですが、教唆ということを知りました。そういう意味でこの唆すっていうのは、そういう意味合いも含んでるんです。ですので、ちょっと非常に本来は重い罪なんですよ、それも。ただしこの公文書議事録の場合はちょっとわかりませんでした。いずれにしても、私はこれは町民に対して何回も言ってますけど、議事録を改めろっていうのは、すごい冒涇であり、財産を汚したことになると思うんです。私は前半の方より法律的な意味を考えても、後半のところには私は彼女に、内藤さん、ごめんなさい、徳弘さんに反省してもらいたいと思います。個人的にも、私達に何の謝罪もなかったんです。3人ともなかったんです。やってしまったしもた、こらいかんていうので謝罪もなし。これはやっぱり人間的にも、そして議員としても、許されないことやと思います。本当に私はここに猛省と書きましたけど、猛省って何ですかって聞かれましたけどとにかく反省してほしいのです。それだけなんです。でないと川南のいろんな言葉のやり取りやってますけど、このことでせつかく反省をしようとして今している徳弘さんのことを思ったら、やっぱり皆さん良い意味で厳しく、文字面をあれこれ言うのでなく、聞けばよその町ではある条例がこの町ではないそんなことがありますよね。でもそんなことを言うのでなく、徳弘さんの気持ちを考えて私はこの案に賛成します。

終わります。

**○議長(河野 浩一君)** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員(中村 昭人君)** 問責決議案に反対の立場で討論します。

徳弘議員が推測をもとに、一部の審査員の評価点を不当として追及し、また、審査員の個人名を明らかにしたとして批判をしておりますが、審査員については、川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会設置要綱に定めがあり、5名は決定をしております。その役職名は公表されているものです。あからさまな得点配分や不透明な手続きが行われたことに対する疑惑を追及するのは、議員として当たり前の行為であり、徳弘議員も私達も、不正行為が行われたのではないかという疑惑の追及をしているのです。そもそも審査会は公平公正に行われた、虚偽の公文書作成も行使の目的はなかったと考えるのであれば、我々が提案した百条委員会設置に反対をせず、調査によって疑惑を晴らすべきだったのではないです。

か。このような無理やりの取って付けたような理由で問責決議を提案することこそ、議会の品位を貶める行為であります。以上で、反対の立場での討論といたします。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（小嶋 貴子君）** 徳弘議員の問責について、私は反対です。

徳弘議員は、指定管理者を選定する際の審査のあり方について疑問を持ち、真相を究明するために発言したものです。これは、町民を代表して執行機関を監視し、牽制するものです。私達議員は、執行機関のすることに対しておかしいと思えば、疑問をぶつける。全て言いなりにっては、町民のためになりません。勇気を持って正すべきものは正すという姿勢が大切だと思います。そもそも個人名を挙げて人権を無視したと言われますが、その審査員の方々から人権無視だという抗議の声があったのでしょうか。審査員一人一人は立派な肩書きを持ち、見識も素晴らしい方だと思います。もし人権を無視したと言われるのであれば、自らが抗議をされると思います。むしろ、議場において、徳弘議員を名指しで恥知らずと連呼することの方が問題だと思います。感情的になって1人の議員を攻撃する。このことは言論の府である議場にふさわしくないと感じました。このことは議事録にも記載され、川南町の歴史にも刻まれます。後世の町民はどう思われるのでしょうか。先日、川添教育長代理が審査会で、TRCの方に高い点数を入れたという話をされました。この勇気ある発言も、徳弘議員の一般質問がなければなかったのかと思います。今回、川南フロンティアが指定管理業者を選定され、議会で採決され承認されました。審査委員の存在意義をないがしろにするものだと思います。このことも多くの町民には知らされていません。そもそも私達は議場で質問したり発言したりしていますが、傍聴される方は一部で、私自身、まだそのように感じる時もあります。国会中継のようにYouTube配信をしてはどうかと思ったりもします。町がどんなことにお金を使っているのか、議場で何が話し合われているのか、広く町民に知られることが絶対に必要だと思います。その点で徳弘議員を問責にかけるのであれば、そもそもその発端である指定管理の選定に関する審査の集計用紙を公にすべきだと思います。そして、町民に実際見てもらい、意見を聞くことが大切なのではないでしょうか。このことをもって徳弘議員の問責について、私は反対です。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（田中 宏政君）** 発議第3号、徳弘美津子議員に対する問責決議案に対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

徳弘議員の先月の臨時議会、今月の一般質問等の発言は、議員の品位に欠け強く非難される発言であったと思われま。開示請求で黒塗りになった非開示の部分であるにもかかわらず、推測に基づいて不当に教育長を追及し、自己の主張を何度も繰り返し、議会を混乱させ、また町民も混乱させてしまいました。開示請求の黒塗りの部分は、選考委員の名前であ

り、倫理感を持ち合わせた議員ならわかることですが、選考委員ごとの具体的な採点が、内訳が明らかになれば、第三者が委員に対し不服や非難を申し立てるといった外部からの圧力や干渉を生じさせる可能性があるから、黒塗り非開示なのです。本来、倫理感のある議員ならば、黒塗り非開示の部分から個人を推測できるような開示請求がなされた場合、注意し、訂正させるべきではないでしょうか。しかし、徳弘議員は、この不当に知り得た情報を推測に基づき、教育長が否定も肯定もしていない採点結果を執拗に追及し続け、議会を混乱させました。また、2月議会臨時議会の会議録の書き換えを唆したことも、議員としてあるまじき行為だと思われまゝ。さらに、フェイスブックの件に関しても、副町長に対する信用毀損、名誉毀損に疑わせるような文章とともに、新聞写真と記事、これらは肖像権の侵害の可能性があり肖像権の配慮がないと言えます。この肖像権の配慮がないという問題は、徳弘議員がヒムカイザーの素顔をさらしたときと同じことを繰り返しております。これらのことを踏まえ、議員としての品位をかけ、強く非難される発言行動だと思われるため、徳弘議員の問責決議に賛成をします。

以上です。

**○議長(河野 浩一君)** 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから発議第3号、徳弘美津子議員に対する問責決議案について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否と見なします。

この決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 起立少数 ]

起立少数ですね、起立少数であります。

したがって、徳弘美津子議員に対する問責決議案は、否決されました。

徳弘美津子くんの除斥を解きます。

暫時休憩します。

午後03時59分休憩

.....

午後04時01分休憩

**○議長(河野 浩一君)** 会議を再開します。

ここで、徳弘議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○議員(徳弘 美津子君)** 今回私への問責決議が提案され、1時間もの時間をとりましたこと、誠に申し訳ございません。お詫びいたします。今回、5名の同僚議員から問責決議が

提案され、否決をいたしました。今案件について再三、同僚議員から私への叱責の言葉を受け、陳謝する機会がありませんでした。一般質問でも私のことを言われたときに、謝る機会が欲しいなと思っていたのは事実であります。今回このような場で発言することを許可していただき、ありがたく思います。署名議員の2名の同僚議員に陳謝することができなかつたことをお詫びいたします。このことができていないことにより、このような事態になったこと、聞き及び今議会での同僚議員の叱責を受けるに至ったこととあわせ、誠に申し訳ありません。今回の件については述べられた内容に反論するすべはありません。今後は慎重に行動し、1人の議員として人として、人間力を高めてまいり、負託を受けた町民の皆様に対しても責任がありますので、議員としての職務を全ういたし、議員として恥じることがないよう行動していきます。今回は誠に申し訳ありませんでした。お詫びいたします。

**○議長(河野 浩一君)** 日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

午後04時05分終了